

税務グループ第1回考査

試 験 問 題

注意事項

<補習生カードを通路側に置いて、番号が確認できるようにしてください>

- 1 試験開始の合図があるまで、この冊子を開くことを厳禁とします。
- 2 試験開始の合図により、試験を始めてください。
- 3 この冊子の最後の頁には、「以上」の記載があります。試験開始の合図の後、まず頁を調べて、印刷不鮮明、落丁等があれば黙って手を挙げ、試験監督者に申し出てください。
- 4 答えは配付した解答用紙で作成してください。答案作成には、万年筆又はボールペン（インクはいずれも黒に限る。）のいずれかを使用してください。ただし、プラスチック製消しゴム等で消せないものに限ります。なお、黒インク以外、又は鉛筆書きの場合は、その解答用紙を採点しません。
- 5 補習生カード番号、氏名について、各解答用紙の記入欄に漏れのないよう確実にすべて記入してください。未記入項目がある場合は、その解答用紙を採点しない場合があります。
- 6 解答用紙は、白紙の場合も必ず提出してください。
- 7 解答用紙はA3用紙です。切り離さずに提出してください。
- 8 問題に関する質問には一切応じません。
- 9 試験時間は2時間です。
- 10 試験開始60分後から試験終了10分前までの間は、途中退室を認めます。途中退室する場合は、必ず解答用紙を番号順に揃え、裏返して自分の座席の机の上に置き、静かに退室してください。問題用紙は持ち帰ることができます。
- 11 試験場で使用が認められるものは、次のとおりです。
筆記用具（ペンケースから取り出すこと）、定規、修正液（修正テープ）、電卓（規定のもの）及び腕時計（通信機能を有するものや置時計などを除く）。
使用が認められるもの以外はカバン等にしまい、荷物はすべて足元に置いてください。
- 12 携帯電話やスマートフォン、タブレット、スマートウォッチ等の通信機器は、電源を切ったうえでカバン等にしまってください。
- 13 水分補給のため、外装フィルムを剥がしたふた付きペットボトル700ml以下のもの1本に限り試験中に机の上に置くことができます。
- 14 試験中、やむを得ない事情で席を離れる場合は、挙手のうえ試験監督者の指示に従ってください。
- 15 試験終了の合図とともに直ちに筆記用具を置き、速やかに解答用紙を番号順に揃え、裏返して自分の座席の机の上に置いてください。
- 16 不正を行った者には直ちに退場を命じ、その日の考査は無効とします。

問題 1 相続税法概論【配点 30 点】

問 1 以下の文章の空欄①～⑩に当てはまる語句又は数字を答えなさい。

- (1) 血族相続人には、相続順位がある。第一順位は、子であり、第二順位は (①)、第三順位は兄弟姉妹である。なお、被相続人の (②) は、各血族相続人と並んで常に相続人となる (民法第 887 条、第 889 条、第 890 条)。
- (2) 法定相続人が (②) と子の場合の (②) の法定相続割合は (③)、法定相続人が (①) と (②) のみの場合の (②) の法定相続割合は 3 分の 2、法定相続人が (②) と兄弟姉妹のみの場合の (②) の法定相続割合は 4 分の 3 となっている。
- (3) 養子の種類には普通養子と (④) があり、普通養子は、養親の相続の場合も、実親の相続の場合も相続人となる。ただし、相続税の計算において、法定相続人の数に算入できる養子の数は次のとおり制限されている。
被相続人に実子がある場合・・・(⑤) 人
被相続人に実子がいない場合・・・2 人
- (4) 遺産の分割方法には、(⑥)、代償分割、(⑦)、共有とする分割の 4 種類がある。
- (5) 相続の放棄は相続の開始があったことを知った時から (⑧) 以内に家庭裁判所に申述しなければならない。
- (6) 遺言の形式には普通方式と特別方式があり、普通方式には、自筆証書遺言、(⑨)、秘密証書遺言の 3 種類ある。
- (7) 個人が個人と法人に遺贈をした場合には、遺贈を受けた個人は相続税を、遺贈を受けた法人は (⑩) 税を負担する。

問 2 甲 (70 歳) には、長男の乙 (40 歳)、次男の丙 (38 歳) がいる。甲の配偶者はすでに死亡している。

公認会計士・税理士であるあなたは、自分自身の相続について対策を考えている甲から以下 (1) ～ (4) の相談を受けた。

<現在 (2021 年 3 月 31 日) の甲の財産及び債務>

1. 甲の財産

| | |
|-------|---------------------------|
| ・現預金 | 2 億 5,000 万円 |
| ・生命保険 | 6,000 万円 (被保険者甲、受取人乙) |
| ・自宅土地 | 1 億円 (相続税評価額と一致していると仮定する) |
| ・自宅建物 | 3,000 万円 |
| ・仏具 | 300 万円 |
| ・書画 | 500 万円 |

2. 甲の債務

| | |
|------|----------|
| ・借入金 | 5,000 万円 |
| ・未払金 | 500 万円 |

- (1) 「仮に私 (甲) が現時点で死亡した場合の相続税額の総額はいくらになるのでしょうか？」(なお、小規模宅地の評価減の特例は考慮しないものとする。)
解答用紙に計算過程を記入するとともに相続税の総額を答えなさい。
- (2) 「贈与税の制度には「暦年課税制度」と「相続時精算課税制度」があると聞いたことがあるのですが、どのように異なっているのですか？」
解答用紙に従って説明しなさい。
- (3) 「相続税が高額になりそうなので、今年 (2021 年) 中に預金のうち 3,000 万円を長男の乙に贈与したいと考えているのですが、暦年課税制度と相続時精算課税制度に基づいて計算した場合に乙が納める贈与税はいくらになりますか？ なお、これまでに甲は乙に贈与をしたことはありません。」
解答用紙に計算過程を記入するとともに贈与税の金額を答えなさい。

- (4) 「私の場合には、まだ10年は生きると思うが、次男の丙に10年かけて毎年100万円ずつ合計1,000万円の現金を贈与していきたいと考えています。」
この考えに基づいた場合には、納める税額を低くするためにはどちらの贈与制度を利用すべきでしょうか。ただし、他の贈与が一切ないものと仮定する。

①相続税の速算表

| 法定相続分に応ずる取得金額 | 税率 | 控除額 |
|---------------|-----|---------|
| 1,000万円以下 | 10% | — |
| 3,000万円以下 | 15% | 50万円 |
| 5,000万円以下 | 20% | 200万円 |
| 1億円以下 | 30% | 700万円 |
| 2億円以下 | 40% | 1,700万円 |
| 3億円以下 | 45% | 2,700万円 |
| 6億円以下 | 50% | 4,200万円 |
| 6億円超 | 55% | 7,200万円 |

②贈与税の速算表

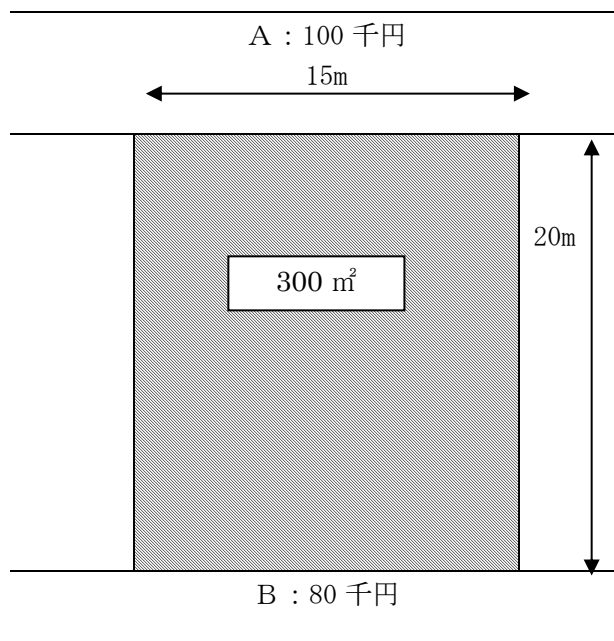
ア. 20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた場合

| 基礎控除後の課税価格 | 税率 | 控除額 |
|------------|-----|-------|
| 200万円以下 | 10% | — |
| 400万円以下 | 15% | 10万円 |
| 600万円以下 | 20% | 30万円 |
| 1,000万円以下 | 30% | 90万円 |
| 1,500万円以下 | 40% | 190万円 |
| 3,000万円以下 | 45% | 265万円 |
| 4,500万円以下 | 50% | 415万円 |
| 4,500万円超 | 55% | 640万円 |

イ. ア以外の場合

| 基礎控除後の課税価格 | 税率 | 控除額 |
|------------|-----|-------|
| 200万円以下 | 10% | — |
| 300万円以下 | 15% | 10万円 |
| 400万円以下 | 20% | 25万円 |
| 600万円以下 | 30% | 65万円 |
| 1,000万円以下 | 40% | 125万円 |
| 1,500万円以下 | 45% | 175万円 |
| 3,000万円以下 | 50% | 250万円 |
| 3,000万円超 | 55% | 400万円 |

問3 以下の自用地（2路線に面する宅地）の路線価方式による評価額の算定に関して、以下（1）～（3）の問いに答えなさい（適宜次ページの＜土地及び土地の上に存する権利の評価についての調整率表＞を参照すること）。



Aの地区区分：普通商業・併用住宅（路線価：100 千円）

Bの地区区分：普通商業・併用住宅（路線価：80 千円）

- (1) AとBのうち正面路線価はどちらか。
- (2) 正面路線の奥行価格補正率考慮後の路線価を答えなさい。
- (3) この自用地の評価額を答えなさい。

土地及び土地の上に存する権利の評価についての調整率表（平成31年1月分以降用）

① 奥行価格補正率表

| 地区区分 奥行距離m | 地区区分 | | | | | | | |
|---------------|------|------|------|-----------|------|------|------|------|
| | ビル街 | 高度商業 | 繁華街 | 普通商業・併用住宅 | 普通住宅 | 中小工場 | 大工場 | |
| 4未満 | 0.80 | 0.90 | 0.90 | 0.90 | 0.90 | 0.85 | 0.85 | |
| 4以上6未満 | | 0.92 | 0.92 | 0.92 | 0.92 | 0.90 | 0.90 | |
| 6 " 8 " | 0.84 | 0.94 | 0.95 | 0.95 | 0.95 | 0.93 | 0.93 | |
| 8 " 10 " | 0.88 | 0.96 | 0.97 | 0.97 | 0.97 | 0.95 | 0.95 | |
| 10 " 12 " | 0.90 | 0.98 | 0.99 | 0.99 | 1.00 | 0.96 | 0.96 | |
| 12 " 14 " | 0.91 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 0.97 | 0.97 | |
| 14 " 16 " | 0.92 | | | | | 0.98 | 0.98 | |
| 16 " 20 " | 0.93 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 0.99 | 0.99 | |
| 20 " 24 " | 0.94 | | | | | 0.97 | 0.95 | |
| 24 " 28 " | 0.95 | | | | | | | |
| 28 " 32 " | 0.96 | | | | | 0.98 | 0.97 | 0.93 |
| 32 " 36 " | 0.97 | | | | | 0.96 | 0.95 | 0.92 |
| 36 " 40 " | 0.98 | | | | | 0.94 | 0.93 | 0.91 |
| 40 " 44 " | 0.99 | | | | | 0.92 | 0.91 | 0.90 |
| 44 " 48 " | 1.00 | | | | | 0.90 | 0.89 | 0.89 |
| 48 " 52 " | | | | | | 0.99 | 0.88 | 0.88 |
| 52 " 56 " | 0.98 | | | | | 0.87 | 0.87 | 0.87 |
| 56 " 60 " | 0.97 | 0.86 | 0.86 | 0.86 | 0.99 | | | |
| 60 " 64 " | 0.96 | 0.85 | 0.85 | 0.85 | 0.98 | | | |
| 64 " 68 " | 0.95 | 0.84 | 0.84 | 0.84 | 0.97 | | | |
| 68 " 72 " | 0.94 | 0.83 | 0.83 | 0.83 | 0.96 | | | |
| 72 " 76 " | 0.93 | 0.82 | 0.82 | 0.82 | 0.93 | | | |
| 76 " 80 " | 0.92 | 0.81 | 0.81 | 0.81 | 0.90 | | | |
| 80 " 84 " | 0.90 | 0.80 | 0.80 | 0.80 | 0.87 | | | |
| 84 " 88 " | 0.88 | 0.86 | 0.86 | 0.86 | 0.86 | 0.86 | | |
| 88 " 92 " | 0.86 | | | | | | | |
| 92 " 96 " | 0.99 | 0.84 | 0.84 | 0.84 | 0.84 | 0.84 | | |
| 96 " 100 " | 0.97 | 0.82 | 0.82 | 0.82 | 0.82 | 0.82 | | |
| 100 " | 0.95 | 0.80 | 0.80 | 0.80 | 0.80 | 0.80 | | |

⑥ 間口狭小補正率表

| 地区区分 間口距離m | 地区区分 | | | | | | |
|---------------|------|------|------|-----------|------|------|------|
| | ビル街 | 高度商業 | 繁華街 | 普通商業・併用住宅 | 普通住宅 | 中小工場 | 大工場 |
| 4未満 | — | 0.85 | 0.90 | 0.90 | 0.90 | 0.80 | 0.80 |
| 4以上6未満 | — | 0.94 | 1.00 | 0.97 | 0.94 | 0.85 | 0.85 |
| 6 " 8 " | — | 0.97 | | 1.00 | 0.97 | 0.90 | 0.90 |
| 8 " 10 " | 0.95 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 0.95 | 0.95 | |
| 10 " 16 " | 0.97 | | | | 1.00 | 0.97 | |
| 16 " 22 " | 0.98 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 0.95 | 0.95 | |
| 22 " 28 " | 0.99 | | | | 0.97 | 0.97 | |
| 28 " | 1.00 | | | | 0.98 | 0.98 | |
| | | | | | 0.99 | 0.99 | |

⑦ 奥行長大補正率表

| 地区区分 奥行距離 間口距離 | 地区区分 | | | | | | |
|----------------------|------|------|------|-----------|------|------|------|
| | ビル街 | 高度商業 | 繁華街 | 普通商業・併用住宅 | 普通住宅 | 中小工場 | 大工場 |
| 2以上3未満 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 0.98 | 1.00 | 1.00 |
| 3 " 4 " | | | | | 0.99 | 0.96 | 0.99 |
| 4 " 5 " | | | | | 0.98 | 0.94 | 0.98 |
| 5 " 6 " | | | | | 0.96 | 0.92 | 0.96 |
| 6 " 7 " | | | | | 0.94 | 0.90 | 0.94 |
| 7 " 8 " | | | | | 0.92 | 0.88 | 0.92 |
| 8 " | | | | | 0.90 | 0.86 | 0.90 |
| | | | | | | 0.84 | 0.84 |

② 側方路線影響加算率表

| 地区区分 | 加算率 | |
|-----------|-------|--------|
| | 角地の場合 | 準角地の場合 |
| ビル街 | 0.07 | 0.03 |
| 高度商業、繁華街 | 0.10 | 0.05 |
| 普通商業・併用住宅 | 0.08 | 0.04 |
| 普通住宅、中小工場 | 0.03 | 0.02 |
| 大工場 | 0.02 | 0.01 |

③ 二方路線影響加算率表

| 地区区分 | 加算率 |
|-----------|------|
| ビル街 | 0.03 |
| 高度商業、繁華街 | 0.07 |
| 普通商業・併用住宅 | 0.05 |
| 普通住宅、中小工場 | 0.02 |
| 大工場 | 0.02 |

④ 不整形地補正率を算定する際の地積区分表

| 地区区分 | A | B | C |
|-----------|----------|----------------------|----------|
| 高度商業 | 1,000㎡未満 | 1,000㎡以上 1,500㎡未満 | 1,500㎡以上 |
| 繁華街 | 450㎡未満 | 450㎡以上 700㎡未満 | 700㎡以上 |
| 普通商業・併用住宅 | 650㎡未満 | 650㎡以上 1,000㎡未満 | 1,000㎡以上 |
| 普通住宅 | 500㎡未満 | 500㎡以上 750㎡未満 | 750㎡以上 |
| 中小工場 | 3,500㎡未満 | 3,500㎡以上 5,000㎡未満 | 5,000㎡以上 |

⑤ 不整形地補正率表

| 地区区分 地積区分 かけ地割合 | 高度商業、繁華街、普通商業・併用住宅、中小工場 | | | 普通住宅 | | |
|-----------------------|-------------------------|------|------|------|------|------|
| | A | B | C | A | B | C |
| 10%以上 | 0.99 | 0.99 | 1.00 | 0.98 | 0.99 | 0.99 |
| 15% " | 0.98 | 0.99 | 0.99 | 0.96 | 0.98 | 0.99 |
| 20% " | 0.97 | 0.98 | 0.99 | 0.94 | 0.97 | 0.98 |
| 25% " | 0.96 | 0.98 | 0.99 | 0.92 | 0.95 | 0.97 |
| 30% " | 0.94 | 0.97 | 0.98 | 0.90 | 0.93 | 0.96 |
| 35% " | 0.92 | 0.95 | 0.98 | 0.88 | 0.91 | 0.94 |
| 40% " | 0.90 | 0.93 | 0.97 | 0.85 | 0.88 | 0.92 |
| 45% " | 0.87 | 0.91 | 0.95 | 0.82 | 0.85 | 0.90 |
| 50% " | 0.84 | 0.89 | 0.93 | 0.79 | 0.82 | 0.87 |
| 55% " | 0.80 | 0.87 | 0.90 | 0.75 | 0.78 | 0.83 |
| 60% " | 0.76 | 0.84 | 0.86 | 0.70 | 0.73 | 0.78 |
| 65% " | 0.70 | 0.75 | 0.80 | 0.60 | 0.65 | 0.70 |

⑧ 規模格差補正率を算定する際の表

イ 三大都市圏に所在する宅地

| 地区区分 地積㎡ | 普通商業・併用住宅 普通住宅 | |
|-----------------|-------------------|-----|
| | 記号 | 記号 |
| 500以上1,000未満 | 0.95 | 25 |
| 1,000 " 3,000 " | 0.90 | 75 |
| 3,000 " 5,000 " | 0.85 | 225 |
| 5,000 " | 0.80 | 475 |

ロ 三大都市圏以外の地域に所在する宅地

| 地区区分 地積㎡ | 普通商業・併用住宅 普通住宅 | |
|-----------------|-------------------|-----|
| | 記号 | 記号 |
| 1,000以上3,000未満 | 0.90 | 100 |
| 3,000 " 5,000 " | 0.85 | 250 |
| 5,000 " | 0.80 | 500 |

⑨ かけ地補正率表

| かけ地の方位 かけ地地積 総地積 | 方位 | | | |
|------------------------|------|------|------|------|
| | 南 | 東 | 西 | 北 |
| 0.10以上 | 0.96 | 0.95 | 0.94 | 0.93 |
| 0.20 " | 0.92 | 0.91 | 0.90 | 0.88 |
| 0.30 " | 0.88 | 0.87 | 0.86 | 0.83 |
| 0.40 " | 0.85 | 0.84 | 0.82 | 0.78 |
| 0.50 " | 0.82 | 0.81 | 0.78 | 0.73 |
| 0.60 " | 0.79 | 0.77 | 0.74 | 0.68 |
| 0.70 " | 0.76 | 0.74 | 0.70 | 0.63 |
| 0.80 " | 0.73 | 0.70 | 0.66 | 0.58 |
| 0.90 " | 0.70 | 0.65 | 0.60 | 0.53 |

⑩ 特別警戒区域補正率表

| 特別警戒区域の地積 総地積 | 補正率 |
|------------------|------|
| 0.10以上 | 0.90 |
| 0.40 " | 0.80 |
| 0.70 " | 0.70 |

問4 次の(1)及び(2)の問いに答えなさい。

(1) 以下の「前提となる事実」をもとに上場株式の相続税評価額を求めなさい。

(前提となる事実)

- ・ 評価の対象となる上場株式(X社株式)は10,000株
- ・ 被相続人は令和2年3月31日に死亡
- ・ X社の1株当たりの株価の推移は下記のとおり

| 銘柄 | 令和2年3月31日の終値 | 令和2年3月の終値の月平均額 | 令和2年2月の終値の月平均額 | 令和2年1月の終値の月平均額 | 令和2年の終値の年平均額 |
|----|--------------|----------------|----------------|----------------|--------------|
| X社 | 2,800円 | 3,100円 | 3,300円 | 3,000円 | 2,500円 |

(2) 取引相場のない株式の評価方式について述べた以下の文章の空欄①～⑤にあてはまる語句又は数値を答えなさい。

取引相場のない株式の評価に当たり、まず検討しなければならないことは、(①)の有無及び納税義務者が(①)に該当するかどうかについてである。

「(①)」とは、株主の1人及びその(②)の有する議決権割合が(③)%以上である場合のその株主及び(②)をいう。ただし、その会社に議決権割合(④)%超のグループがある場合には、そのグループに属する株主のみが(①)となる。

「(②)」とは、株主の親族(配偶者、6親等内の血族、3親等内の姻族)その他特殊関係のある個人及び法人をいう。

評価の対象となる会社が一般の評価会社(株式保有特定会社や土地保有特定会社等の特定の評価会社に該当しない会社)である場合、株主が(①)であれば、原則的評価方式により評価し、(①)以外の株主であれば特例的評価方式により評価する。

原則的評価方式は、会社規模により(⑤)価額、1株当たりの純資産価額もしくは両社の折衷法により評価する方式であり、特例的評価方式は配当還元価額により評価する方式である。

問題2 地方税法概論【配点10点】

問1 地方税には多くの税目がある。それぞれの税目に関する以下の問いに答えなさい。

- (1) 法人住民税に関する以下説明文の空欄①～③に当てはまる語句を答えなさい。
- ・ 法人住民税は、法人税割及び(①)割で構成される。
 - ・ 法人住民税の(①)割の税率は、事業年度末日現在の資本金等の額、貸借対照表の資本金及び(②)の合計額及び(③)者の数で決定される。
 - ・ 2以上の道府県、市町村に事務所又は事業所を有する法人の法人住民税に関する申告納付は、課税標準である法人税額を課税標準の算定期間(事業年度)の末日現在における関係道府県、市町村ごとの事務所又は事業所の(③)者の数に按分して分割した額を課税標準として関係道府県、市町村ごとに法人税割額を算定して、これに(①)割額を加えて申告納付する。
- (2) 法人事業税及び固定資産税に関する以下の説明文の空欄④～⑦に当てはまる語句又は数字を答えなさい。
- ・ 法人事業税の課税標準は、事業年度末日現在の貸借対照表の資本金の額が(④)億円以下の会社については(⑤)割のみである。ただし、収入を課税標準とする会社を除く。
 - ・ 法人事業税(付加価値割及び資本割)のうち納付されていない税額は、貸借対照表の流動負債の区分に(⑥)等として表示する。
 - ・ 固定資産税の課税客体は固定資産であり、固定資産とは、土地、家屋及び償却資産を総称する。また、固定資産税の賦課期日は(⑦)である。

問2 以下の場合、法人事業税の付加価値割の算定につき、A収益配分額、B雇用安定控除額及びC課税標準となる付加価値額はいくらになるか答えなさい(下記条件以外を考慮する必要はない)。

(条件)

| | | |
|-------|-------|-----|
| 報酬給与額 | 1,000 | 百万円 |
| 支払利子 | 700 | 百万円 |
| 受取利子 | 100 | 百万円 |
| 支払賃借料 | 100 | 百万円 |
| 受取賃貸料 | 500 | 百万円 |
| 単年度損益 | △100 | 百万円 |

問題3 所得税法概論【配点 30 点】

- 問1 所得税における以下の記述のうち、最も適切なものを一つ選びなさい。
- ア：所得税は、納税者の申告に基づき、所轄の税務署長が所得や納付すべき税額を決定する賦課課税方式を採用している。
- イ：非永住者以外の居住者は、国内および国外から得たすべての所得について納税義務を負い、非居住者は一定の国内源泉所得についてのみ納税義務を負う。
- ウ：所得税では、課税対象となる所得を14種類に区分し、それぞれの所得の種類ごとに定められた計算方法により所得の金額を計算する。
- エ：個人事業主の所得税の計算期間は、納税地の所轄税務署長へ事業開始後に届出を行うことにより、任意に定めることができる。
- 問2 次のうち、所得税における非課税所得に該当するものを全て選びなさい。
- ア：給与所得者の通勤手当で月額15万円以下の部分
- イ：勤務する法人から雇用関係に基づき個人が受領した金品
- ウ：新型コロナウイルス感染症の影響から事業所得者が申請し受領した持続化給付金
- エ：新型コロナウイルス感染症対策として支給された10万円の特別定額給付金
- オ：年金受給者が受け取る老齢基礎年金
- カ：雇用保険による失業給付金
- 問3 不動産所得にかかる以下の記述のうち、最も適切なものを一つ選びなさい。
- ア：事業的規模で不動産の貸付けを行っている場合、当該不動産の貸料収入に係る所得は、事業所得に該当する。
- イ：事業的規模で不動産の貸付けを行っている場合、青色事業専従者へ支払った給与のうち労務の対価として相当なものは、所定の届出を経てその年分の必要経費に算入できる。
- ウ：不動産の貸付けを行っているものの、それが事業的規模でない場合でも、いわゆる白色申告において専従者1人につき最高50万円（配偶者である専従者については最高86万円）を必要経費に算入できる。
- エ：不動産の貸付けを行っているものの、それが事業的規模でない場合でも、一定の要件を満たす場合には、青色申告特別控除は最高65万円の控除が受けられる。
- 問4 事業所得の金額の計算における必要経費に関する次の記述のうち、最も適切なものを一つ選びなさい。
- ア：減価償却資産の償却方法は、「所得税の減価償却資産の償却方法の届出書」を提出していない場合、原則として定率法により計算する。
- イ：「青色事業専従者給与に関する届出書」を提出した場合、青色事業専従者に実際に給与を支給したかどうかにかかわらず、その届出額を必要経費に算入することができる。
- ウ：個人事業主が事業所得に係る個人事業税を納付した場合、その全額を必要経費に算入することができる。
- エ：個人事業主が自己を被保険者とする所得補償保険の保険料を支払った場合、その全額を必要経費に算入することができる。
- 問5 居住者甲の所得金額が以下のとおりである場合、所得税における総所得金額を求めなさい。なお、▲が付された所得の金額は、その所得に損失が発生していることを意味するものとする。

| | 金額 | 備考 |
|-------|--------|--------------|
| 不動産所得 | 450万円 | |
| 事業所得 | ▲120万円 | 総合課税に係るものである |
| 雑所得 | ▲24万円 | |
| 一時所得 | 56万円 | |

問6 所得税における住宅借入金等特別控除（以下「住宅ローン控除」）に関する次の記述のうち、最も適切なものを一つ選びなさい。

- ア：住宅用家屋とともにその敷地である土地を取得した場合には、その土地の取得に係る借入金額は、住宅ローン控除の対象となる借入金額に含めることができない。
- イ：住宅ローン控除の対象となる借入金は、契約による償還残期間が20年以上のものでなければならない。
- ウ：納税者が給与所得者である場合、所定の書類を勤務先に提出することにより、住宅を取得し居住の用に供した年分から、年末調整により住宅ローン控除の適用を受けることができる。
- エ：新居を購入して居住の用に供した年に、これまで住んでいた自宅を譲渡し「居住用財産を譲渡した場合の3,000万円の特別控除」の適用を受けた場合、新居について住宅ローン控除の適用を受けることができない。

問7 所得税における青色申告に関する次の記述のうち、最も不適切なものを一つ選びなさい。

- ア：事業所得を有する青色申告者は、取引の内容を正規の簿記の原則に従って記録し、かつ、それに基づき作成された貸借対照表を損益計算書と共に期限内確定申告書に添付したうえで、電子情報処理組織を使用して提出することで、65万円の青色申告特別控除の適用を受けることができる。
- イ：青色申告承認申請を行った場合、原則として、その年の12月31日までに承認又は却下の通知がない場合には、承認があったものとみなされる。
- ウ：青色申告者が青色申告の対象となる事業を廃業したとしても、その年分の所得税まで青色申告の各種特典の適用を受けることができる。
- エ：年の途中で死亡した青色申告者の準確定申告は、翌年3月15日までに申告すれば、55万円又は65万円の青色申告特別控除の適用を受けることができる。

問8 居住者乙は本年中に下記の医療費を支出した。乙の本年分の「医療費控除額」を計算しなさい。乙の本年分の課税標準の合計は6,500,000円である。

| 受診者 | 同一生計の有無 | 内容 | 本人の支払額 | 備考 |
|------|---------|--------------|----------|----|
| 乙本人 | 有 | 健康促進のためのサプリ等 | 24,000円 | |
| 乙本人 | 有 | PCR検査費用 | 10,500円 | *1 |
| 乙の妻 | 有 | 美容整形費用 | 320,000円 | |
| 乙の長男 | 有 | 人間ドック費用 | 82,000円 | *2 |
| 乙の長男 | 有 | 内科治療費 | 128,000円 | |
| 乙の長女 | 無 | 歯科治療代 | 44,000円 | *3 |
| 乙の孫 | 無 | 入院治療代 | 90,000円 | |
| 乙の母 | 有 | 通院治療費及び入院治療代 | 630,000円 | *4 |
| 乙の母 | 有 | 通院交通費 | 20,000円 | *5 |

- *1 出張前に自己の判断で任意に受診したもの。結果は陰性であった。
- *2 検査の結果胃にポリープが発見され、追加の治療を行っている。
- *3 審美を目的とした矯正治療である。
- *4 自己都合による差額ベッド代60,000円を含んでいる。
- *5 公共交通機関を利用している。

(参考資料) 医療費控除額

$$\text{支出医療費の額} - \text{補填保険金額} - \left(\begin{array}{l} \text{課税標準} \\ \text{の合計額} \end{array} \times 5\% \right) \text{ or } 10\text{万円} \quad \left. \begin{array}{l} \text{括弧内の} \\ \text{いずれか} \\ \text{少ない方} \end{array} \right\}$$

問9 居住者丙（年齢 52 歳、事業所得者（青色申告者））と令和 2 年 12 月 31 日現在、同一生計でしかも同居している者は以下のとおりである（同一生計で同居していない者はいない）。甲の令和 2 年分の基礎控除を含めた所得控除金額を計算しなさい。なお、丙の合計所得金額は 8,200,000 円である。

| 丙との続柄 | 年齢 | 所得の状況等 |
|-------|--------|--|
| 丙の妻 | 51 歳 | 合計所得金額が 1,170,000 円ある。 |
| 丙の長男 | 25 歳 | 合計所得金額が 3,300,000 円ある。 |
| 丙の長女 | 22 歳 | 大学生であり、アルバイトによる合計所得金額が 416,000 円ある。 |
| 丙の次女 | 20 歳 | 丙の事業に従事しており、丙より青色事業専従者給与として本年分として 960,000 円を受領している。 |
| 丙の父 | 没 84 歳 | 丙の父は本年 8 月に死亡している。死亡時において 84 歳であり、死亡時まで丙と同一生計かつ同居をしていた。また、死亡するまでの間、常に床に就き、複雑な介護を要していた。 本年、丙の父の所得は発生しない。 |

(参考資料)

【配偶者控除】

| 配偶者の所得金額の合計額 (48 万円以下) | 納税者の所得金額の合計額 | | |
|--------------------------|--------------|---------------------|-----------------------|
| | 900 万円以下 | 900 万円超 950 万円以下 | 950 万円超 1,000 万円以下 |
| 控除対象配偶者 | 380,000 円 | 260,000 円 | 130,000 円 |
| 老人控除対象配偶者 (年齢 70 歳以上) | 480,000 円 | 320,000 円 | 160,000 円 |

【配偶者特別控除】

| 配偶者の合計所得金額 | 特別控除額 | | |
|------------------|---------------|--------------------------|----------------------------|
| | 合計所得 900 万円以下 | 合計所得 900 万円超 950 万円以下 | 合計所得 950 万円超 1,000 万円以下 |
| 48 万円超 95 万円以下 | 380,000 円 | 260,000 円 | 130,000 円 |
| 95 万円超 100 万円以下 | 360,000 円 | 240,000 円 | 120,000 円 |
| 100 万円超 105 万円以下 | 310,000 円 | 210,000 円 | 110,000 円 |
| 105 万円超 110 万円以下 | 260,000 円 | 180,000 円 | 90,000 円 |
| 110 万円超 115 万円以下 | 210,000 円 | 140,000 円 | 70,000 円 |
| 115 万円超 120 万円以下 | 160,000 円 | 110,000 円 | 60,000 円 |
| 120 万円超 125 万円以下 | 110,000 円 | 80,000 円 | 40,000 円 |
| 125 万円超 130 万円以下 | 60,000 円 | 40,000 円 | 20,000 円 |
| 130 万円超 133 万円以下 | 30,000 円 | 20,000 円 | 10,000 円 |

【扶養控除】

| 控除対象扶養親族の区分 | 控除額 | |
|--------------------------------|-----------|-----------|
| 一般扶養親族 (16 歳～19 歳未満、23 歳～69 歳) | 380,000 円 | |
| 特定扶養親族 (19 歳 以上 23 歳未満) | 630,000 円 | |
| 老人扶養親族 (70 歳以上) | 一 般 | 480,000 円 |
| | 同居老親族等 | 580,000 円 |

【障害者控除】

| 障害者控除 | 区分 | 控除額 |
|-------|---------|-----------|
| | 一般障害者 | 270,000 円 |
| | 特別障害者 | 400,000 円 |
| | 同居特別障害者 | 750,000 円 |

問 10 譲渡所得について以下の問いに答えなさい。

- (1) 次の取引のうち譲渡所得の対象とならない取引を一つ選びなさい。
 - ア：機械装置の法人に対する現物出資
 - イ：株式の法人に対する寄附
 - ウ：ゴルフ会員権の個人に対する贈与
 - エ：土地賃借権設定に当たり土地の時価の一定割合を超える権利金の受領

- (2) 次の取引のうち所得税が課税されない取引に該当しないものを一つ選びなさい。
 - ア：生活に通常必要な動産の譲渡
 - イ：土地を相続税の納付のために物納した場合の譲渡
 - ウ：国に対する財産の寄附
 - エ：一般社団法人に対する財産の寄附

- (3) 資産の取得の日について述べた次の文章のうち誤っているものを一つ選びなさい。
 - ア：自ら建設をした資産は、その建設等の完了した日が資産の取得の日となる。
 - イ：相続により取得した資産は、相続発生日が資産の取得の日となる。
 - ウ：交換の特例の適用を受けて取得した資産は、旧譲渡資産の取得日が資産の取得の日となる。
 - エ：売買により取得した資産は、資産の引渡しを受けた日が資産の取得の日となる。

- (4) 取得費について述べた次の文章のうち誤っているものを一つ選びなさい。
 - ア：土地建物の取得費には取得時の仲介手数料が含まれる。
 - イ：贈与により取得した資産を譲渡する場合は、贈与者の取得費に基づき計算する。
 - ウ：建物の取得費は、購入代金などの合計額から減価償却相当額を差し引いて計算する。
 - エ：株式の取得費が分からない場合は、譲渡価額の 10% を取得費の額とすることができる。

- (5) 譲渡所得の税率について述べた次の文章のうち正しいものを一つ選びなさい。
 - ア：マイホームを売った時の軽減税率の特例を受けた場合、譲渡所得が 6,000 万円以下の部分の所得税率は 10% である。
 - イ：土地建物の所有期間が 5 年超である場合の所得税率は 20% である。
 - ウ：優良住宅地の造成のために土地を売却した場合の特例を受けた場合、譲渡所得が 2,000 万円以下の部分の所得税率は 5% である。
 - エ：上場株式を譲渡した場合の所得税率は 10% である。

- (6) 土地建物等の譲渡所得の特例について述べた次の文章のうち誤っているものを一つ選びなさい。
 - ア：都市計画区域内にある一定の低未利用土地等を 500 万円以下で売った場合、その年の低未利用土地等の譲渡に係る譲渡所得の金額は、全額非課税となる。
 - イ：特定のマイホームを売って、代わりにのマイホームに買い換えたときは、一定の要件のもと、譲渡益に対する課税を将来に繰り延べることができる。
 - ウ：被相続人の居住用財産（空き家）を売った場合において、一定の要件に当てはまるときは、譲渡所得の金額から最高 3,000 万円まで控除できる。
 - エ：マイホームを売った時の 3,000 万円の特別控除の特例と軽減税率の特例は、重ねて適用できる。

- (7) 次の資産のうち、上場株式等に該当しないものを一つ選びなさい。
- ア：外国金融商品市場で売買されている株式
 - イ：国債
 - ウ：平成 27 年 12 月 31 日以前に発行された公社債（同族会社が発行した社債を除く）
 - エ：投資信託の受益権でその受益権の募集が私募により行われたもの
- (8) 特定口座について述べた次の文章のうち正しいものを一つ選びなさい。
- ア：特定口座を開設している場合は、常に確定申告が不要となる。
 - イ：特定口座と一般口座の損益は通算することができない。
 - ウ：特定口座内で受け入れた株式に係る配当については、必ず特定口座に受け入れなければならない。
 - エ：特定口座を開設している居住者は、1 年ごとに源泉徴収を行うかどうか選択し直すことが可能である。
- (9) 非課税口座について述べた次の文章のうち誤っているものを一つ選びなさい。
- ア：非課税口座内で受け入れた上場株式の配当は非課税対象となる。
 - イ：NISA の非課税投資総額は最大 600 万円である。
 - ウ：つみたて NISA における非課税対象資産には、上場株式が含まれる。
 - エ：未成年口座内の上場株式を売却した場合、払出制限が課されることがある。
- (10) 株式の譲渡について述べた次の文章のうち誤っているものを一つ選びなさい。
- ア：相続で取得した株式については、相続開始のあった日の翌日から相続税の申告期限の翌日以後 1 年以内に譲渡した場合に限り、相続税額のうち一定金額を譲渡資産の取得費に加算できる。
 - イ：公益財団法人に対して株式を寄附した場合、一定の要件を満たすものとして、国税庁長官の承認を受けたときは、その財産の贈与又は遺贈が無かったものとみなされ、所得税が課されない特例がある。
 - ウ：一定の居住者が 1 億円以上の評価額の株式を所有している場合において、その者が国外転出をするときは、原則として株式の含み益に対し所得税が課税される。
 - エ：保有する株式につき、その株式を発行した法人が株式交換を行った際に、株式交換完全親法人株式のみの交付を受けた場合は、所得税法上譲渡が無かったものとみなされる。

問題4 消費税法概論【配点30点】

問 次のような前提条件で、本則課税による令和3年分の消費税及び地方消費税の確定申告書を作成しなさい。

(前提条件)

- (1) 業種は卸売業である。
- (2) 令和元年の課税売上高は、20,000,000円であった。
- (3) 会計処理は税込経理方式を採用している。
- (4) 損益の内容は次のとおり。

| | |
|---------|-------------|
| ①商品売上高 | 20,001,000円 |
| 非課税取引 | 1,000円 |
| 軽減税率適用分 | 17,500,000円 |
| 標準税率適用分 | 2,500,000円 |
| ②課税仕入高 | |
| 軽減税率適用分 | 13,570,000円 |
| 標準税率適用分 | 1,930,000円 |

以 上